

「官民による若手研究者発掘支援事業 ／契約学科型」の公募要領

【受付方法】

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による申請が必要です。

- ・ 所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。
- ・ 所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があります。
- ・ 複数機関で応募する場合には、機関ごとに e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。
- ・ e-Rad 上での提案書の提出の際には、提案者の所属機関の承認が必要です。

余裕をもって登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

【受付期間】

2026 年 10 月 6 日(火)～2026 年 11 月 4 日(水) 正午まで

2026 年 10 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 事業内容及び公募対象	3
(1) 事業内容	3
(2) 公募対象	4
2. 応募要件・実施要件	6
3. 応募方法	7
(1) 提出期限及び提出方法	7
(2) 提出書類	10
4. 採択先の選定	11
(1) 審査の方法	11
(2) 審査基準及び評価の観点	11
(3) 採択先の公表及び通知	14
(4) 選定スケジュール	14
5. 公募説明会の開催	15
6. 公募相談の受付	15
7. その他重要事項・留意事項	15
8. 問い合わせ先	15
9. その他	15
10. 掲載資料	16
【別紙】その他重要事項・留意事項	17
◆応募にあたっての留意事項	17
(1) 提出書類の留意事項	17
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	17
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	17
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	19
(5) EBPM に関する取組への協力について	19
(6) 提出書類の情報の取り扱い	19
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	20
(1) 事業運営	20
(2) 採択後の各種事務手続き	21
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	22
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	22
(5) 追跡調査・評価	22
◆法令遵守、研究不正への対応	23
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	23
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	24
(3) 研究不正への対応	25

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「官民による若手研究者発掘支援事業／契約学科型」への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業や公募の内容等が変更されることがあります。

1. 事業内容及び公募対象

（1）事業内容

「官民による若手研究者発掘支援事業」（以下「若サポ事業」という。）は、目的志向型の創造的な基礎又は応用研究^{※1}を行う若手研究者^{※2}を発掘し、実用化に向けた産学連携体制での研究開発の実施を支援することにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における新産業の創出等に貢献することを目的として実施します。若サポ事業には、共同研究組成型（マッチングサポートフェーズ、共同研究フェーズ、共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型））と契約学科型があります。事業内容の詳細は、「基本計画」等をあわせて参照してください。

このうち本事業は、大学等^{※3}が産学連携^{※4}による研究開発を行うとともにそれを核とした学位プログラム（以下「契約学科」という。）^{※5}を産業界とともに設置・運営することに係る「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請についての産学連携計画書」（官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）様式第20）を策定することで、産学連携先である企業等^{※6}から大学等に産学連携費^{※7}が支払われることを条件に、実用化^{※8}に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて補助します。

（参考）

※「契約学科制度の創設について」第11回産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会

※1 目的志向型の創造的な基礎又は応用研究：創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に应用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの。

※2 若手研究者：大学等に在籍する研究者又は学生であって、所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であり、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満である者。

※3 大学等：学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校を指す。

※4 産学連携：大学等と事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有する民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人が産学連携計画書を策定すること。

※5 学位プログラム：大学等において、学位レベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、学位が修得できるように体系的に設計された教育プログラムのこと。

※6 企業等：事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有する民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人を指す。

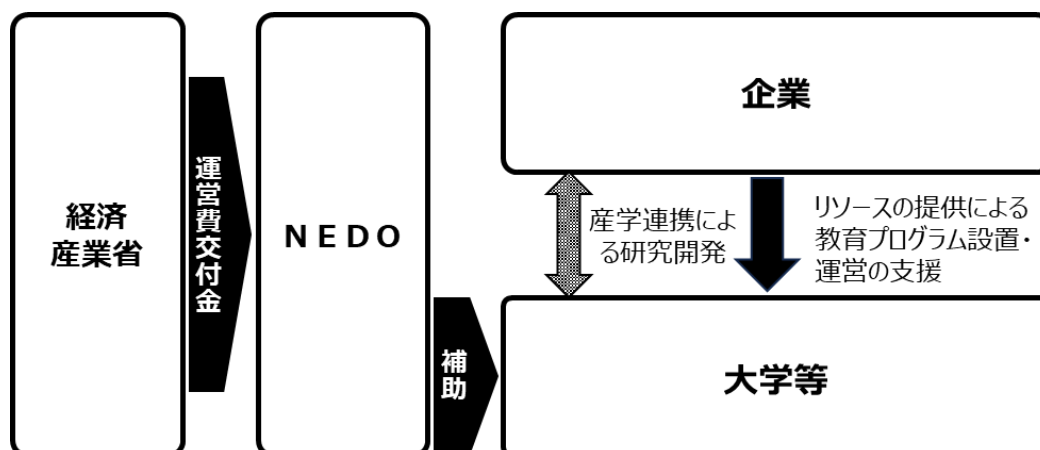
※7 産学連携費：産業界から大学等への投資は、寄附金、共同研究費だけでなく、現物出資（施設設備を寄附した場合は残存価値、職員を派遣した場合は人件費を算入）も含む。

※8 実用化：当該研究開発に基づく成果物（サービス等含む）の社会的利用（顧客への提供等）が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の段階。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/innovation/pdf/011_s01_00.pdf

「契約学科制度の要件等について」第12回産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/innovation/pdf/012_s01_00.pdf



(2) 公募対象

①対象となる研究開発テーマ

契約学科を設置・運営して、産業競争力の強化に資する高度専門人材の育成と産学連携の高度化に取り組みつつ、新産業の創出等に貢献することを目指して産業界との産学連携による研究開発を行うものを対象とします。

なお、応募要件とする産業界との産学連携は、交付決定日以降に新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、産学連携にかかる費用等）として開始されるもののみです。

また、「契約学科」を含む事業計画については、本事業のほか、本事業と同時に公募、審査、採択を行う「ディープテック・スタートアップ支援基金／科学とビジネスの近接化時代の大規模産学連携拠点形成事業」の対象となる可能性もあります。両事業への同時応募も可能ですが、同時受給はできません。

②事業期間

補助対象期間は、最大6年度とします。

ただし、2028年4月までに契約学科を設置^{※9}し、その後、運営することが要件となります。そのため、2028年4月までに契約学科の設置・運営が可能かどうかを評価し、その後の補助事業継続の可否を判断します。また、契約学科の設置・運営開始後2年度目下半期に、外部有識者による中間評価を実施し、研究開発実施内容の見直しや、研究開発の中止（事業の中止）など、その後の補助事業継続の可否を判断します。

※9 契約学科の設置：学位プログラムに学生が入学すること。

補助対象費用：本事業の研究開発に係る費用が計上されます。NEDO 負担率は補助対象費用全体のうち、2/3 以内です。

補助対象費用のうち補助金交付申請額以外の額（①）：大学等の自己資金から支出いただくことも可能です。ただし、①以上の外部資金を毎年度末までに獲得する必要があります。

補助対象費用外で契約学科の設置・運営に係る費用（②）：契約学科を設置する場合の、契約学科の設置・運営に係る費用（研究開発費以外）は、補助対象費用外となりますが、その額と同額以上の外部資金を毎年度末までに獲得する必要があります。

2. 応募要件・実施要件

（1）提案者となる補助対象事業者

応募資格のある研究開発実施機関は、次の条件を満たす大学等とします。

- i. 以下に該当する大学等であり、当該技術又は関連技術の研究開発の実績・能力を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学又は高等専門学校
- ii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- iii. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該補助事業者が交付決定までに、産学連携を実施する産業界との間で「産学連携計画書」を策定し、産学連携による研究開発を実施できる体制を有すること。
- v. 当該補助事業者が補助事業を遂行及び補助事業を核とした契約学科を 2028 年 4 月までに設置し、その後、運営できる体制を有すること。
- vi. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行う者であること。
- vii. 補助対象期間中及び終了後に実用化までを見据えた研究開発を産業界とともに実施する者であること。また、その実施に必要な計画・能力を有すること。
- viii. 本事業の研究開発成果が我が国の経済に貢献するよう、産学連携先の企業等と知的財産権等の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

（2）主任研究者

補助事業に主任研究者として登録される者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (a) 補助事業の責任者（主任研究者）となること。
- (b) 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- (c) 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業に従事できること。
- (d) 提案時点で産業界と産学連携の検討がされており、交付決定後すぐに産業界との産学連携による研究開発に着手できること。
- (e) 補助事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得ら

れる体制を構築できること。

(3) 登録研究員

補助事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）は、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (a) 所属部署等の長が研究開発能力を有すると認めた者であり、交付決定までに、補助金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約等が締結されていること。
- (b) 補助期間中は日本国内に居住し、当該補助事業の研究開発に実質的に従事できること。
- (c) 補助事業開始時から契約学科設置までの期間については、登録研究員に若手研究者^{※10}を1名以上登録すること。契約学科設置から補助事業終了時までの期間については、登録研究員の過半数を若手研究者とすること。
- (d) 若手研究者が学生である場合は、補助事業者である大学等に在籍し、契約学科を履修していること（契約学科設置までは、契約学科に属する予定であること）。若手研究者が研究者である場合は、補助事業者である大学等に在籍し、契約学科の教育プログラムの提供に関わる研究室に所属していること。

(4) 補助対象費用

補助の対象となる費用は、交付規程第6条第1項に示すとおりです。

(5) 補助対象技術領域

経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等）に係る研究開発を行うものは対象です。

ただし、原子力技術に係る研究開発は除きます。また、医薬・創薬分野、医療機器分野（医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査・承認を受けることを前提としたもの）での実用化に事業目的を限定した研究開発は対象外とします。

(6) 実施要件

本事業は、採択後、「交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただいたうえで、交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに府省共通研究開発管理システム（以

^{※10} 若手研究者：大学等に在籍する研究者又は学生であって、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満である者。ただし、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、2026年4月1日時点において、50歳未満であること。

下「e-Rad」という。) 上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。

ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 11 月 4 日（水）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 e-Rad から応募してください。

「官民による若手研究者発掘支援事業／契約学科型」

【提出方法】

本事業に提案をする場合は、e-Rad にて「官民による若手研究者発掘支援事業／契約学科型」の公募に課題登録の上、下記の＜提出書類＞をアップロードしてください。

- ・様式は NEDO の公募ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ・提案書は日本語で作成してください。提出書類のフォーマットは変更しないでください。
- ・提出書類のファイル名は、【様式番号(添付資料番号) ファイルタイトル 所属機関名】としてください。
- ・提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html) を活用して産学連携の実施計画を策定してください。
- ・提出された書類について、経済産業省又は NEDO（NEDO が守秘義務契約を締結した外部機関を含む）からお問い合わせさせていただくことがあります。

【提出にあたっての留意事項】

- ・必ず事前に府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）の登録を行ってください。
- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・e-Rad による申請（機関承認の上での NEDO への申請提出）は提出期限（3.（1））までに完了させてください。期限までに提出を完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。特に、提出期限直前は e-Rad システムが混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・「2. 応募要件・実施要件」を満たさない提案書又は不備がある提案書は受理できません。提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提案書その他の書類は、NEDO にて破棄させていただきます。
- ・提案書は原則非公開としますが、情報公開等により開示される可能性もあるため、秘匿したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について、産学連携を実施する機関に確認してください。
- ・採択に至った場合でも、採択審査の結果により、提案内容、提案額について条件を付す

ことがあります。

- ・提案の段階では、「産学連携計画書」（交付規程様式第 20）を必ずしも作成・提出いただく必要はありませんが、採択された場合には、交付決定までに「産学連携計画書」（交付規程様式第 20）をご作成・ご提出ください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出書類は、経済産業省で本事業の担当課室である、経済産業省イノベーション・環境局イノベーション政策課大学連携推進室にも共有いたします。

【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録】

本事業への応募は、e-Rad による申請（要機関承認）の手続きが必要です。e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への応募ができませんのでご注意ください。共同での提案の場合は、提案者が e-Rad での申請を行ってください。この場合、その他の研究者（資金の配分を受ける研究者）については、研究分担者の欄に登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad に関する事務手続きの流れは、次のとおりです。

以下 a～d の手続きのうち、a 及び b の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、ID を取得されている場合は不要です。

a. 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までに e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに 2 週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。

b. 研究者の登録

前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID とパスワードを取得してください。

c. 応募情報の入力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究の代表者が、公募件名に対する応募情報を入力してください。

補助金の額は間接経費（直接経費の 30%以内）を含みます。

d. 応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。登録が完了すると、まず研究機関に応募課題が提出されます。研究機関が承認すると、NEDO に応募課題が提出されます。提案書の提出期限までに NEDO への応募

課題の提出が完了している必要がありますので、ご注意ください。

○ 研究機関向け操作マニュアル

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

○ 研究者向け操作マニュアル

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

【注意事項】

- ・ 提案書の提出期限までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出期限の前までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ 提出期限までは、一旦提出した応募課題を、提案者が再度修正できる状態に戻すことが可能です。この操作をe-Radでは「引戻し」と呼びます。既に研究機関からNEDOに応募課題が提出されている場合は、まず研究機関から「引戻し」を行っていただくことで、研究者からの「引戻し」ができる状態になります。「引戻し」して情報を修正した場合は、提出期限の前までに必ず再度提出を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新してください。

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

提出書類
提出書類のチェックリスト
(必須) 別添 1 提案書【契約学科型】 別添 2 主任研究者研究経歴書 別添 3 利害関係の確認について (※ 1) 別添 4 NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票 別添 5 事業概要資料 を含む
(任意) ■ 交付規程様式第 20 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請についての産学連携計画書 (※ 2) (※ 2) 本書類は、本事業において補助対象期間中及び補助対象期間終了後に、産学連携先である 1 者以上の企業等と、産学連携を実施することが記載された書類です。提案者及び産学連携先とご作成ください。 応募時に提案書とともに提出できない場合は、採択通知時に定める所定の期間内に、NEDO に提出することが必要となります。これらの産学連携先からの資金調達額は、1 者以上の企業等からの合算とするものとします。

(※ 1) 利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得

た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

4. 採択先の選定

（１）審査の方法

提案書受理後、外部有識者等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、補助予定先の採択決定及び通知を行います。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。審査の内容によって、実施内容や補助対象費用の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。

採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

（２）審査基準及び評価の観点

本事業の目的を達成するため、主に以下の基準及び観点から、採択審査を行うこととします。

i. 事業の適合性

- ・本事業の趣旨である「大学等と産業界が連携して実施する研究開発」に合致しており、その実現のために、産学連携先の企業等との中長期の連携が可能であると見込まれるか。
- ・産業界が資金及び人的資源を提供し、契約学科を設置・運営するという目的に照らし、

研究開発のみならず、産学連携を志向する若手研究者の創出・育成につながる環境整備や人材育成まで含めた取組となっているか。

ii. 研究開発の優位性

- ・提案内容に係る解決したい課題を明確に定め、そのための研究開発の内容や、研究成果の社会実装に向けた方法、そのスケジュールが提案されているか。
- ・研究開発の内容は、新規性、優位性又は特色のある内容となっているか。

iii. 計画の妥当性

- ・提案のもととなる研究開発に関する大学等のこれまでの実績から、提案内容が実現可能であると考えられるか。
- ・本事業の成果目標に対して、大学等が寄与することができる計画となっているか。

iv. 実用化計画

- ・産学連携先の企業等との適切な役割分担により、研究開発から実用化まで進める計画となっているか。
- ・研究成果の実用化により、どのような製品・サービス等が提供されるか明確化されているか。実用化に向け、並行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。

v. 実施体制・能力

- ・大学等は、研究開発の実施に必要な環境（研究者、研究支援の人員、研究施設設備など）を有しているか。
- ・本事業の補助期間終了後も、採択された大学等において、産業界との連携のもと、継続できる計画となっているか。

vi. 提案の経済性

- ・提案を進める上で真に必要な経費のみ計上した資金計画となっており、中長期的に実現が可能と見込まれるか。
- ・本事業の補助金だけでなく、産学連携先の企業等からの研究資源の提供（共同研究費や現物寄附等）を組み合わせ、効果的に研究開発を進めることができる計画となっているか。

vii. 契約学科の設置・運営

- ・長期的（10年程度）にわたり、継続して学位プログラムを設置・運営できる安定的な計画となっているか。
- ・産業界で活躍できる人材を育成するため、産学が連携した教育カリキュラムが制定されているか。
- ・産業界から大学に対し、社員派遣や奨学金、現物寄附、共同研究費などにより、教育研究のために適切なリソースが提供され、活用されているか。
- ・契約学科の実施計画が、当該補助事業で実施する研究開発と関連した計画となっているか。

viii. 安全保障貿易管理に関する取組

ix. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

【加点要件】（配点：全体の1割未満）

地方・地域が有する産業上の強みの高度化及び活性化に資する教育カリキュラムを制

定する。また、当該カリキュラムによって、地域に根差しつつもグローバルに活躍できる人材育成を行う場合。

<補足>契約学科とは

- ・新しい産学連携の形として、産業界で活躍できる人材を育成するため、産学が協力して設置・運営する学位の授与を行う教育プログラムです。
- ・産業界のリソース（資金提供、実務家派遣、産業界の動向提供など）と大学のリソース（他学部・教員との連携、教員・学生の確保など）を結集させることにより、最先端の教育研究環境の整備を進めるとともに、修了した学生の採用も視野に、産業界でのインターンシップや産学共同研究への学生の参画などにより教育内容の充実を図ります。

【契約学科の要件】

1. 学位プログラムの内容

(1) 学位の授与を行う教育プログラム（学位プログラム）であること

- ・産学が連携して「育成する人材像」を定めており、その人材像が、学術的な知識・能力に加え、産業界で活躍するために必要な知識・能力を含むものであること。
- ・定められた「育成する人材像」に対応できる学位プログラムであり、産業界や企業の現状・課題を考慮し必要と認められ、その人材像を育成するために適切な教育研究内容・カリキュラムが体系的に整備されていること
- ・学位プログラムに対応する運営体制（大学院の場合は研究科・専攻・コース、大学の場合は学部・学科・コース又は高等専門学校の場合は専攻科）を設置し、学位プログラムを担う専任の教員が配置されていること
- ・学生の卒業・修了後において、想定する進路先について示されていること（連携する企業への就職、関連する企業への就職、想定している業界や企業の特徴など）

(2) 産学が連携した教育カリキュラムが制定されていること

- ・産学が、相談・協議し、教育カリキュラムが制定され、関連する取組が整備されていること
- ・連携する企業等から、実務的な教育に必要な教育研究資源が提供されていること（想定される取組の例）
 - ・産学共同研究への学生の参画、共同研究と関連した学位論文の作成
 - ・企業等の研究所等における中長期のインターンシップへの参加
 - ・海外の事業拠点におけるインターンシップや、研究拠点での研究への参画
 - ・企業の社員を、教員・研究員として大学等で受け入れるなどの人事交流の促進や、学位プログラムの学生として受入れ
 - ・研究成果を事業化する場合の支援（販路の提供、SU 設立時の出資など）
 - ・奨学金の創設

2. 設置・運営方法

(1) 産業界と大学等が協力して設置・運営すること

①産業界の役割

- ・教育研究に必要なリソースを提供し、最先端の教育研究環境の整備を進めること
(例：共同研究や寄附等による教育研究費用の負担、研究施設・設備の寄附、社員を教員・研究員等として派遣、産業界の動向の情報提供 等)

②大学等の役割

- ・学内のリソースを結集させ、最先端の教育研究環境の整備を進めること
(例：他研究科・学部と連携した教育研究の組成、教員の採用・兼務等による確保、学生定員の確保、入学者の募集、研究施設や研究機器の整備・共用 等)
- ・必要な設置認可手続きや届出について、適切な対応が行われること

③産業界と大学等の協力

- ・産業界からの資金の提供のみにより運営され、大学等の他の教育プログラムと独立していること（補助対象期間中は補助金及び産業界からの資金の提供による運営で可）

(2) 中長期的（10 年程度）にわたり、継続して設置・運営されること

- ・少なくとも 10 年以上継続して設置・運営されること。
- ・大学等において、中長期的に優秀な学生を確保し、教育研究環境を提供し、学生を教育する計画が策定されており、その実現可能性が高いこと
- ・産業界からのリソースの提供が、教育目標を達成するために合理的であり、かつ、中長期的に教育プログラムを運営するために十分であること

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名、事業概要（産学連携先機関名含む）を NEDO のウェブサイト等で公表します。公表に同意いただけない場合は、採択決定を取り消す場合があります。採択決定に関して、NEDO はニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 11 月 4 日：公募締切

2026 年 12 月上旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2026 年 12 月下旬（予定）：契約・交付審査委員会

2027 年 1 月中旬（予定）：採択先決定

2027 年 1 月下旬（予定）：ウェブサイト公表

2027 年 2 月下旬（予定）：交付決定

5. 公募説明会の開催

公募説明会の開催については、日時や申し込み方法等を NEDO ウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。なお、公募説明会への出席は義務ではありません。

また、当該補助事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等については、NEDO ウェブサイトに後日掲載する公募説明資料及び FAQ（よくあるご質問）も併せてご参照ください。

6. 公募相談の受付

本公募への提案を検討されている方向けに、提案内容の公募趣旨・内容への適合性や提案にあたっての疑問点・不明点等について、公募相談を受け付けています。

公募相談をご希望の方は、日時や申し込み方法等を NEDO ウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。なお、公募相談のお申し込みは先着順とさせていただきます。申し込みが多数となった場合や申し込みが殺到した場合などは公募相談をお受けできない場合もございますので、余裕をもって早めにお申し込みください。

7. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

8. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、2026 年 10 月 26 日（月）17 時までに限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部 若サポ契約学科型担当

E-mail : wakate-contact[*]nedo. go. jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

9. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本

事業に限られません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

10. 掲載資料

基本計画

公募要領

別添 1：提案書

別添 2：主任研究者研究経歴書

別添 3：利害関係の確認について

別添 4：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票

別添 5：事業概要資料

様式第 20：官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請についての産学連携計画書

様式 1：研究体制表

様式 2：積算用総括表

【別紙】 その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）

に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※） 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※） 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況につい

て提出を求めることがあります。

- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/shishin_r3_1217.pdf

（４）「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

（５）EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

（６）提出書類の情報の取り扱い

NEDOは、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

本事業においては、提案書（別添 1）の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため主務官庁である経済産業省に共有することがありますので、予めご了承ください。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

（１）事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00003.html

③技術流出防止策の対応

NEDO は、研究開発の入口から出口までの段階に応じた、重要技術の研究開発成果の社会実装も見据えた着実な技術流出防止策を講じるべく、「NEDO 研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」（以下「技術流出防止策の基本方針」という。）を策定しています。

本事業の実施に当たっては、技術流出防止策の基本方針で掲げる事項のうち、以下の技術流出防止策の対応を遵守いただきます。

・技術流出防止措置のうち、(1) コア重要技術等のアクセス管理
技術流出防止策の基本方針や具体的な対応事項の詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】NEDO 研究開発事業における技術流出防止策

https://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/Z1GI_00022.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用しない予定です。

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③資産の取り扱い

補助事業で取得した設備備品等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した設備備品等の取得財産には処分制限があります。

④検査の方法

本事業においては、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」、及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下併せて「チェックリスト」という。）を提出している大学等であって、NEDO 事業も同様に管理・監査する旨などを記載した「誓約書」及び文部科学省に提出した「チェックリスト」等を NEDO に提出いただいている大学等であっても、証票類の確認及び実地検査を実施します。

なお、検査時に、産学連携計画書の内容の実施状況についても、確認します。

⑤実用化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあつては、補助事業完了後に成果の実用化を努めていただくとともに、5年後までの実用化状況報告書を毎年度提出していただきます。実用化状況報告書の提出は交付にあたっての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る実用化計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の実用化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

なお、実用化状況報告書で提出いただいた内容について、確認する場合がございます。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対応）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト

規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

（２）特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT 出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第 78 条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中

- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

（３）研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※１））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※２））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※１）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※２）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1 ～ 5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容

等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※ 1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※ 2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※ 1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※ 2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 ～ 10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1 ～ 3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応

募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html